

○東京藝術大学の研究成果等を活用したベンチャー企業への称号の授与に関する規則

〔平成30年1月18日
制 定〕

(趣旨)

第1条 この規則は、本学の研究成果又は人的資源等を活用して起業されたベンチャー企業について、本学の称号を授与することに関し、必要な事項を定め、もって研究成果の社会還元を促進することを目的とする。

(名称)

第2条 本学がベンチャー企業に授与する称号は、「東京藝術大学発ベンチャー」とする。

(申請資格)

第3条 称号は、新たな技術又はビジネス手法を基に起業した法人のうち、次の各号のいずれかに該当する場合に申請することができる。

- (1) 本学、本学職員若しくは本学の学生が所有する特許権等の知的財産権又は本学において達成した研究成果若しくは本学において習得した技術等を活用すること。
- (2) 設立した者又は設立に深く関与した者の全部若しくは一部が、本学職員（退職後3年以内に起業した者を含む。）若しくは本学の学生（本学の学生の身分を失ったときから起業のときまでに他の職に就かなかつた者及び本学の学生の身分を失ったときから1年以内に起業した者を含む。）であること。

2 前項の規定にかかわらず、学長が前項の規定に準ずる資格を有すると認めた法人は、申請することができる。

(申請)

第4条 称号を受けようとする法人は、東京藝術大学発ベンチャー称号申請書（別紙様式1）により、学長に申請するものとする。

(称号の授与等)

第5条 学長は、前条の申請があつた場合は、教育研究評議会の意見を参考として、称号授与の可否を決定し、当該申請者に通知するものとする。

(称号記の交付)

第6条 学長は、称号を授与することを決定したときは、称号記（別紙様式2）を授与する。

2 称号の有効期間は、授与した日から5年間とする。ただし、再申請を妨げない。

3 大学は、前2項の称号を授与したことにより、法的責任を負うものではない。

(称号授与の取消し)

第7条 称号を授与された法人（以下「大学発ベンチャー」という。）が社会的信用を失墜する行為を行った場合、その他その称号を保持するのに適当でないと学長が認めた場合には、称号の授与を取消することができる。この場合において、大学発ベンチャーは、直ちに称号の使用を停止し、称号記を返付しなくてはならな

い。

(大学発ベンチャーへの支援)

第8条 本学は、大学発ベンチャーに対し、大学の管理運営及び教育研究に支障のない範囲において、支援を行うことができる。

2 前項に定める支援の内容については、別に定める。

(事務)

第9条 ベンチャー企業への称号授与に関する事務は、社会連携課が処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、称号を授与することに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成30年1月18日から施行する。

別紙様式 1

東京藝術大学発ベンチャー称号申請書

(元号) 年 月 日

国立大学法人東京藝術大学長 殿

名 称
代表者 印

国立大学法人東京藝術大学の研究成果等を活用したベンチャー企業への称号授与に関する規則第4条の規定により、東京藝術大学発ベンチャーの称号授与を申請します。

名 称	
所 在 地	〒 ー TEL :
事 業 概 要 [法人にあつては設立日、個人にあつては事業開始日が確認できる資料を添付すること]	
申請資格該当条項	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> その他 [規則第3条の該当するものにレを付けること]
申請事由等 [申請資格の具備を証する事実、背景を説明すること]	

(文書番号)

称 号 記

名 称

代 表 者

国立大学法人東京藝術大学の研究成果等を活用したベンチャー企業への称号授与規則第6条の規定に基づき、(元号) 年 月 日までの期間、東京藝術大学発ベンチャーの称号を授与する。

(元号) 年 月 日
国立大学法人東京藝術大学長

印